

別表1 廃棄物の受入基準

共通受入基準	
著しい ①発色性 ②発泡性 ③悪臭 ④飛散性 ⑤火気及び発火性を有しないもの	
個別受入基準	
廃プラスチック類	・最大径が概ね15cm以下 ・中空状態でないもの
ゴムくず	・最大径が概ね15cm以下 ・中空状態でないもの
金属くず	・最大径が概ね30cm以下 ・中空状態でないもの
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	・最大径が概ね30cm以下 ・中空状態でないもの ・廃石膏ボードについては、飛散防止措置を講じたもの
がれき類	・最大径が概ね30cm以下 ・中空状態でないもの
燃えがら(溶融固化物に限る。)	・溶出試験結果が判定基準を超えないこと
汚泥(し尿処理汚泥を除く。)	・溶出試験結果が判定基準を超えないこと ・含水率が85パーセント以下
紙くず	・飛散防止措置を講じたもの
木くず	・最大径が概ね1m以下 ・中空状態でないもの
繊維くず	・飛散防止措置を講じたもの
鋤さい	・溶出試験結果が判定基準を超えないこと ・最大径が概ね30cm以下
動植物性残さ	・最大径が概ね30cm以下
上記産業廃棄物のうち建設系混合廃棄物	・選別等により資源化物を採取した後の複数品目が一体不可分なもの
上記産業廃棄物のうち石綿廃棄物	シート等で覆い、外界と遮断すること
石綿含有産業廃棄物 (非飛散性のもの)	・やむを得ない場合を除き、非破壊で搬入すること ・概ね10cm以下に裁断されているものは、丈夫な袋等で梱包すること
廃石綿等 (飛散性のもの)	次の飛散防止措置が講じられていること ・あらかじめ固型化、薬剤による安定化その他これらに準じる措置を講じた後、厚さが0.15mm以上のプラスチック袋等に、空隙のない密封状態で二重梱包されていること
一般廃棄物焼却灰等(溶融固化物限る。)	・溶出試験結果が判定基準を超えないこと

* 溶出試験は「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年環境省告示第13号)による。

* 判定基準は「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和48年総理府令第5号)による。

別表2 浸出水の水質検査

測定場所：浸出水処理施設流入口

検査項目及び測定回数

(測定回数：回／年)

検査項目		法定測定回数 (廃止基準)	測定回数	
1	水素イオン濃度(pH)	4	4	
2	生物化学的酸素要求量(BOD)			
3	化学的酸素要求量(COD)			
4	浮遊物質(S S)			
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	2	2	
6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)			
7	フェノール類含有量			
8	銅含有量			
9	亜鉛含有量			
10	溶解性鉄含有量			
11	溶解性マンガン含有量			
12	クロム含有量			
13	大腸菌群数			
14	ノンルフェノール			—
15	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩			—
16	カドミウム及びその化合物			2
17	シアン化合物			
18	有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)			
19	鉛及びその化合物			
20	六価クロム化合物			
21	ひ素及びその化合物			
22	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物			
23	アルキル水銀化合物			
24	ポリ塩化ビフェニル(PCB)			
25	トリクロロエチレン			
26	テトラクロロエチレン			
27	ジクロロメタン			
28	四塩化炭素			
29	1・2-ジクロロエタン			
30	1・1-ジクロロエチレン			
31	シス-1・2-ジクロロエチレン			
32	1・1・1-トリクロロエタン			
33	1・1・2-トリクロロエタン			
34	1・3-ジクロロプロペン			
35	チウラム			
36	シマジン			
37	チオベンカルブ			
38	ベンゼン			
39	セレン及びその化合物			
40	ふっ素及びその化合物			
41	ほう素及びその化合物			
42	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物			
43	1, 4-ジオキサン	—	4	
44	アンモニア性窒素	—	4	
45	ダイオキシン類	2	2	

別表3 浸出水処理施設放流水の水質検査

測定場所：放流水排水口

検査項目及び測定回数

(測定回数：回/年)

検査項目	単位	水質基準	法定測定回数	測定回数	
1 水素イオン濃度(pH)	—	6.5~8.5	12	12・連続測定	
2 生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	10以下 [7.5]		12	
3 化学的酸素要求量(COD)	mg/l	—		—	
4 化学的酸素要求量(COD)(UV測定)	mg/l	—	—	連続測定	
5 浮遊物質(SS)	mg/l	10以下	12	12	
6 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	mg/l	0.5以下	1	4	
7 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	mg/l	3以下			
8 フェノール類含有量	mg/l	0.5以下			
9 銅含有量	mg/l	0.3以下			
10 亜鉛含有量	mg/l	0.5以下			
11 溶解性鉄含有量	mg/l	1以下			
12 溶解性マンガン含有量	mg/l	1以下			
13 クロム含有量	mg/l	0.2以下			
14 大腸菌群数	個/cm ³	300以下			
15 ノニルフェノール	mg/l	—			—
16 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	mg/l	—			—
17 カドミウム及びその化合物	mg/l	検出されないこと			1
18 シアン化合物	mg/l	検出されないこと			
19 有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	mg/l	検出されないこと			
20 鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下			
21 六価クロム化合物	mg/l	0.05以下			
22 ひ素及びその化合物	mg/l	0.01以下			
23 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l	0.0005以下			
24 アルキル水銀化合物	—	検出されないこと			
25 ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/l	検出されないこと			
26 トリクロロエチレン	mg/l	0.03以下			
27 テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下			
28 ジクロロメタン	mg/l	0.02以下			
29 四塩化炭素	mg/l	0.002以下			
30 1・2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下			
31 1・1-ジクロロエチレン	mg/l	0.02以下			
32 シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下			
33 1・1・1-トリクロロエタン	mg/l	0.3以下			
34 1・1・2-トリクロロエタン	mg/l	0.006以下			
35 1・3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下			
36 チウラム	mg/l	0.006以下			
37 シマジン	mg/l	0.003以下			
38 チオベンカルブ	mg/l	0.02以下			
39 ベンゼン	mg/l	0.01以下			
40 セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下			
41 ふっ素及びその化合物	mg/l	1以下			
42 ほう素及びその化合物	mg/l	1以下			
43 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l	10以下			
44 1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下			
45 ダイオキシン類	pg-TEQ/l	1以下 [0.1]			

別表4 センター内地下水の水質検査

測定場所：別表7の①②③の観測井、④の地下水集排水管モニタリング人孔

検査項目及び測定回数

(測定回数：回/年)

検査項目	単位	環境基準	法定測定回数	測定回数	
			①②③④	①③	②④
1 カドミウム	mg/l	0.003以下	1	2	2
2 全シアン	mg/l	検出されないこと			
3 鉛	mg/l	0.01以下			
4 六価クロム	mg/l	0.05以下			
5 ひ素	mg/l	0.01以下			
6 総水銀	mg/l	0.0005以下			
7 アルキル水銀	mg/l	検出されないこと			
8 ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/l	検出されないこと			
9 トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下			
10 テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下			
11 ジクロロメタン	mg/l	0.02以下			
12 四塩化炭素	mg/l	0.002以下			
13 1, 2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下			
14 クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/l	0.002以下			
15 1, 1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1以下			
16 1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下			
17 1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l	1以下			
18 1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l	0.006以下			
19 1, 3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下			
20 チウラム	mg/l	0.006以下			
21 シマジン	mg/l	0.003以下			
22 チオベンカルブ	mg/l	0.02以下			
23 ベンゼン	mg/l	0.01以下			
24 セレン	mg/l	0.01以下			
25 ふっ素	mg/l	0.8以下	-	2	2
26 ほう素	mg/l	1以下			
27 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	10以下			
28 1, 4-ジオキサン	mg/l	0.05以下			
29 水素イオン濃度(pH)	-	-	-	12	12・連続測定
30 電気伝導率	mS/m	-	12	12	12・連続測定
31 塩化物イオン	mg/l	-	埋立開始前に1回	2	2
32 ダイオキシン類	pg-TEQ/l	1以下	1	2	2

別表5 放流先河川の水質検査

測定場所：別表7の湯沢川上流①及び下流②の地点
 検査項目及び測定回数

(測定回数：回/年)

検査項目		単位	環境基準	測定回数
1	水素イオン濃度(pH)	—	6.5~8.5※1	4
2	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	2以下※1	
3	化学的酸素要求量(COD)	mg/l	—	
4	浮遊物質濃度(SS)	mg/l	25以下※1	
5	大腸菌群数	MPN/100ml	1,000以下※1	
6	全窒素	mg/l	—	
7	全リン	mg/l	—	
8	全亜鉛	mg/l	0.03以下※2	
9	ノニルフェノール	mg/l	0.001以下※2	
10	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	mg/l	0.03以下※2	
11	カドミウム	mg/l	0.003以下	
12	全シアン	mg/l	検出されないこと	
13	鉛	mg/l	0.01以下	
14	六価クロム	mg/l	0.05以下	
15	ヒ素	mg/l	0.01以下	
16	総水銀	mg/l	0.0005以下	
17	アルキル水銀	mg/l	検出されないこと	
18	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/l	検出されないこと	
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	
20	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	
21	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	
22	四塩化炭素	mg/l	0.002以下	
23	1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下	
24	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1以下	
25	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下	
26	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1以下	
27	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006以下	
28	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下	
29	チウラム	mg/l	0.006以下	
30	シマジン	mg/l	0.003以下	
31	チオベンカルブ	mg/l	0.02以下	
32	ベンゼン	mg/l	0.01以下	
33	セレン	mg/l	0.01以下	
34	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	10以下	
35	ふっ素	mg/l	0.8以下	
36	ほう素	mg/l	1以下	
37	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	
38	ノルマルヘキサン抽出物質濃度	mg/l	—	
39	フェノール類	mg/l	—	
40	銅	mg/l	—	
41	溶解性鉄	mg/l	—	
42	溶解性マンガン	mg/l	—	
43	全クロム	mg/l	—	
44	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	1以下	1

※1 下流の釜無川の環境基準(A類型)当てはめ

※2 下流の釜無川の環境基準(生物A類型)当てはめ

別表6 周辺地下水の水質検査

測定場所：別表7の①②③④⑤⑥の井戸

検査項目及び測定回数

(測定回数：回/年)

検査項目		単位	環境基準	測定回数
1	カドミウム	mg/l	0.003以下	2
2	全シアン	mg/l	検出されないこと	
3	鉛	mg/l	0.01以下	
4	六価クロム	mg/l	0.05以下	
5	ヒ素	mg/l	0.01以下	
6	総水銀	mg/l	0.0005以下	
7	アルキル水銀	mg/l	検出されないこと	
8	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/l	検出されないこと	
9	トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	
10	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	
11	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	
12	四塩化炭素	mg/l	0.002以下	
13	1, 2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下	
14	クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/l	0.002以下	
15	1, 1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1以下	
16	1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下	
17	1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l	1以下	
18	1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l	0.006以下	
19	1, 3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下	
20	チウラム	mg/l	0.006以下	
21	シマジン	mg/l	0.003以下	
22	チオベンカルブ	mg/l	0.02以下	
23	ベンゼン	mg/l	0.01以下	
24	セレン	mg/l	0.01以下	
25	フッ素	mg/l	0.8以下	
26	ほう素	mg/l	1以下	
27	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	10以下	
28	1, 4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	
29	水素イオン濃度(pH)	—	—	
30	電気伝導率	mS/m	—	
31	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	1以下	1

別表7 放流先河川等の測定地点

放流先河川 (湯沢川 2地点)	①開拓道路(市道8号線)交差点上流部 ②市道1号線交差点(香取橋)上流部
センター内地下水 (4観測井)	①地下水観測井1号 ②地下水観測井2号 ③地下水観測井3号 ④地下水集排水管モニタリング人孔
地下水井戸 (6井戸)	①旧水道水源井戸 ②簡易水道浅尾原水源深井戸 ③簡易水道中込水源深井戸 ④浅尾地区民有井戸 ⑤上神取地区民有井戸 ⑥上神取地区民有井戸

別表8 発生ガスの測定

測定場所：埋立地内の縦型集排水管

項目及び測定回数

(測定回数：回／年)

項目	単位	測定回数
メタン	ppm	2
二酸化炭素	vol%	2
硫化水素	ppm	2
アンモニア	ppm	2

別表9 悪臭の測定

測定場所：センター敷地境界1箇所

項目及び測定回数

(測定回数：回／年)

項目	単位	保全目標	測定回数
臭気指数	—	13以下	2